

中小企業等経営強化法に基づく

経営革新計画申請の 手引き

宮城県経済商工観光部中小企業支援室

(令和6年11月)

目 次

1	中小企業等経営強化法に基づく経営革新の概要	1
2	経営革新計画の対象となる中小企業者	2
3	経営革新計画の実施主体	3
4	外国関係法人等と共同して行う経営革新計画	4
5	経営革新計画の内容	5
6	経営革新計画の期間と経営目標	6
7	経営革新計画の申請・承認手続き	7
8	相談窓口	9
9	計画作成前事前提出資料の様式	11
10	申請書の記入上のご注意・記入例	13
11	経営革新計画の承認を受けた方に対する支援策	28

1 中小企業等経営強化法に基づく経営革新の概要

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の制度は、経済的環境の変化に即応して経営革新を図ろうとする特定事業者を支援することを目的としています。企業等の経営革新計画が知事等により承認されると、各種支援策を活用できることとなっております。

計画の特徴

本法では「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。この経営革新は、次のような特徴があります。

① 幅広い業種の取り組みを支援（詳細はP. 2）

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）を全業種にわたって幅広く支援します。

② 柔軟な連携体制で実施（詳細はP. 3～4）

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他社との柔軟な連携関係を最大限に活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等多様な形態による取り組みも可能です。

③ 新たな取り組みの設定（詳細はP. 5）

既存事業と比較して、新たな取り組みを経営革新計画書に明確に記載する必要があります。

なお、新たな取り組みの定義も明らかにされています。

④ 経営目標の設定（詳細はP. 6）

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促されます。

2 経営革新計画の対象となる特定事業者

経営革新計画の対象となる特定事業者は、下表１・２のとおりです。

【表１】特定事業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

※注 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表２】特定事業者としての本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2／3以上が特定事業者であること

(注) 1. 企業組合及び協業組合も特定事業者として経営革新計画の対象となります。

2. 間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。直接の構成員が一般社団法人であるなど、中小企業性が判断できない場合、間接の構成員が特定事業者に該当すれば申請の対象となり得ます。

3 経営革新計画の実施主体

経営革新計画の実施主体（申請者）は、様々な形態があります。

【表 1】個別特定事業者による、又は個別特定事業者が共同で行う申請の場合

申請者	本社(店)所在地	事業場所	申請先(承認機関)
1 社単独の場合	宮城県	宮城県 又は他県で活動	宮城県(県)
複数社共同 (代表 1 名) a 社(代表) b 社 c 社	宮城県 (代表 a 社の本社が 宮城県に存在)		
複数社共同 (代表 3 名) a 社(代表) b 社(代表) c 社(代表) d 社 e 社 ・ ・	宮城県 (代表 a、b、c 社の本社が すべて宮城県に存在)		
	宮城県、A 県、B 県 (代表 3 社の中に県外本社 が存在し、代表 3 社の本社 が同一地方局管内の場合)	宮城県又はそれ以外 の県で活動	東北経済産業局 (国)
	宮城県、A 県、B 県 (代表 3 社の中に県外本社 が存在し、代表 3 社の本社 が同一地方局管内を超える 場合)	宮城県又はそれ以外 の県で活動	事業所管省庁又は 中小企業庁 (国)

【表 2】組合等による申請の場合

申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先(承認機関)
1 組合等単独の 場合	宮城県	宮城県内で活動	宮城県(県)
		宮城県、A 県で活動	東北経済産業局 (国)
		全国	事業所管省庁又は 中小企業庁 (国)
複数組合等その 他共同の場合 (代表 1 名) a 組合等(代表) b 組合等 c 社 d 社 ・ ・	宮城県 (代表 a 組合等が宮城県内 に主たる事務所が存在)	代表の組合等が宮城 県内で活動	宮城県(県)
		代表 a 組合等が宮城 県、A 県で活動(A 県 が東北経済産業局管内)	東北経済産業局 (国)
		代表 a 組合等が宮城 県、A 県で活動(A 県 が東北経済産業局の区 域を超える場合)	事業所管省庁又は 中小企業庁 (国)

(注)ただし、企業組合及び協業組合は 1 組合 1 社とみなします。

4 外国関係法人等と共同して行う経営革新計画

経営革新計画では、外国関係法人等と共同して行う事業計画も承認の対象としています。ただし、外国関係法人等は中小企業者に該当しないため、外国関係法人等を除く特定事業者で3ページ【表1】の申請先に申請することになります。

外国関係法人等とは

(1) 特定事業者と以下のイからへのいずれかの関係にある外国法人又は外国団体

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の占める一定比率
イ	100分の50以上を特定事業者が所有	(条件なし)
ロ	100分の40以上50未満を特定事業者が所有	2分の1以上を特定事業者の役員または職員が占める
ハ	100分の20以上40未満を特定事業者が所有かつ筆頭株主	2分の1以上を特定事業者の役員または職員が占める
ニ	100分の50以上を子会社等または特定事業者及び子会社等が所有	(条件なし)
ホ	100分の40以上50未満を子会社等または特定事業者及び子会社等が所有	2分の1以上を特定事業者及びその子会社等の役員または職員が占める
ヘ	100分の20以上40未満を子会社等または特定事業者及び子会社等が所有、かつ筆頭株主	2分の1以上を特定事業者及びその子会社等の役員または職員が占める

(2) 子会社等とは、子会社（特定事業者と上記イ、ロ、ハの関係にある者）及び外国子会社（特定事業者と上記イ、ロ、ハの関係にある外国法人等）をいう。

5 経営革新計画の内容

経営革新計画の承認を受けるためには、以下の内容に沿った計画である必要があります。

- (1) 承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取り組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、以下の5種類に分類されます。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(中小企業等経営強化法第2条第7項)

- (2) このような「新たな取り組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取り組み」とは、個々の特定事業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。ただし、

○業種ごとに、同業の中小企業の当該技術・方式等の導入状況

○地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外となります。

- (3) 新たな取り組みであり、経営の向上に資する以下の多様な取り組みを承認対象とします。

○基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取り組み

○他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化

○生産管理・品質管理、労務・財務管理等

- ・ 設備の高度化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、他の事業者から取得した経営資源や設備の高度化・共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取り組み等も承認対象となります。
- ・ 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や品質、在庫管理のほか、労務や財務の管理等経営管理の向上のための取り組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象となります。

- (4) 以下については、新規事業に該当しません。これらに加え、新たな生産・販売方法を導入し、生産の効率化や新たな販路の開拓などに取り組むことで、新事業活動による売上が計上できる計画である必要があります。

○単なる工場の拡張や施設の更新・増強、営業店舗の増設

○卸売・小売業における取扱品目、販売品目を増やす場合

○直近期末以前に行った取組

- (5) 経営革新計画の内容が、法令及び公序良俗に反する恐れがある場合や、計画の内容に具体性・確実性・実効性が認められない場合、公的な支援を行うことが適当でないと認められる場合は承認できません。

6 経営革新計画の期間と経営目標

計画期間

計画期間（研究開発期間＋事業期間）としては、事業期間だけの場合、3年、4年、5年のいずれか、研究開発期間がある場合、最大8年（ただし事業期間は3年、4年、5年のいずれか）です。

経営目標の指標

経営革新計画として承認されるためには、次の2つの指標について、目標伸び率が基準値以上である必要があります。

※目標伸び率は、計画終了時点で達成すべきもので、研究開発期間を含む計画途中の伸び率は問いません。なお、計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。

※目標伸び率を達成可能な実現性の高い内容であることが必要です。

①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

計 画 期 間	3 年計画	4 年計画	5 年計画
「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	9 % 以上	1 2 % 以上	1 5 % 以上

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費（リース料含む）

一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数

②「給与支給総額」の伸び率

計 画 期 間	3 年計画	4 年計画	5 年計画
「給与支給総額」の伸び率	4 . 5 % 以上	6 % 以上	7 . 5 % 以上

役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与 ＋給与所得とされる手当

【経営指標の伸び率の算出方法】

（計画終了年度末の数値－申請直近期末の数値）

計画終了時の目標伸び率＝ $\frac{\text{計画終了年度末の数値} - \text{申請直近期末の数値}}{\text{申請直近期末の数値}}$ × 100（%）

※分母の申請直近期末の数値がマイナス（赤字）の場合は、絶対値で計算してください。

（申請直近期末の数値が－1,000 の場合、分母は 1,000 で計算）

7 経営革新計画の申請・承認手続き

手続きの流れ

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

① 担当窓口へ計画作成前事前提出資料の提出 ・問い合わせ

- ・ 県のホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、県の担当窓口宛てメール又は郵送等で提出してください。(P. 11, 12 参照)
- ・ 資料作成にあたっては、必要に応じて支援機関へ相談してください。P. 9, 10 記載の各支援機関では随時相談を受けつけております。
- ・ 計画作成前事前資料を基に計画内容のヒアリング等を実施いたします。
- ・ ご不明な点などについてはご相談ください。



② 申請書の提出（確認）

- ・ 担当窓口へ提出してください。計画承認申請書の様式は、県のホームページからダウンロードが可能です。申請書の記載は、記載例を参考にしてください。
- ・ 内容の確認、添付書類の確認を行います。
- ・ この法律による融資などの支援措置の利用を希望する場合は、計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。



③ 県による審査・承認

- ・ 県による審査を経て、計画が承認されます。概ね 30 日の審査期間を要します。申請書の修正等でこれより時間がかかる場合があります。

○宮城県の担当窓口

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

経済商工観光部中小企業支援室
経営支援班

TEL:022-211-2742 FAX:022-211-2749

E-mail: chukisik@pref.miyagi.lg.jp

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/kakusin.html>

※注意

- ・ 提出資料の作成のほか、計画内容等について申請者及び支援者へのヒアリングを行います。
- ・ 必要に応じて、申請企業への訪問を実施する場合がございます。
- ・ 申請の問い合わせは随時対応いたしておりますが、支援機関と相談しながらの計画資料等の作成や、計画承認までの手続きには相当程度の時間を要しますので、余裕を持って準備を行ってください。なお、計画作成前提出資料は、承認が必要な日の2ヵ月前までに提出してください。
- ・ 本申請に係る承認は、自動的に融資等の各種支援策に結びつくものではありません。
- ・ 計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査等が行われます。

申請要件

経営革新計画を申請するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・直近1年間以上の営業実績があり、この期間の決算をしている（税務署に申告済）こと。
- ・宮城県内に本社登記をしていること。（個人事業主の場合は、宮城県内に住民登録していること。）

必要書類

申請様式に従って、必要書類を作成、準備してください。

様式は宮城県のホームページからダウンロードが可能です。

【提出書類（法人）】

●申請書 様式第1、別表1～7

- 添付資料
- ①直近2期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書
（これらが無い場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
※必要に応じて確定申告書の写しを求める場合あり
 - ②定款の写し（最終頁の余白に「原本のとおり相違ありません。」と、日付・代表者職・氏名を記入したもの）
 - ③登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ④会社概要（パンフレット等）
 - ⑤様式別表3（経営計画及び資金計画）の算出根拠資料
 - ⑥計画期間中に導入する設備のパンフレットや見積書
 - ⑦その他必要に応じて計画の実現可能性を判断するための資料
（資金繰り表、受注工事明細表、許認可証の写し等）

【提出書類（個人）】

●申請書 様式第1、別表1～7

- 添付資料
- ①直近2期分の営業期間の決算報告書の写し
（これらが無い場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - ②住民票の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ③会社概要（パンフレット等）
 - ④様式別表3（経営計画及び資金計画）の算出根拠資料
 - ⑤計画期間中に導入する設備のパンフレットや見積書
 - ⑥その他必要に応じて計画の実現可能性を判断するための資料
（資金繰り表、受注工事明細表、許認可証の写し等）

8 相談窓口

経営革新計画書の作成については、下記に記載の各支援機関において随時相談を受けつけております。

機関名	郵便番号	住 所	電話番号
公益財団法人 みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目 14-2 宮城県商工振興センター 3 階	(022)-222-1310
宮城県よろず支援拠点	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目 14-2 宮城県商工振興センター 2 階	(022)-225-8751
宮城県よろず支援拠点 テラトオフィス上杉	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目 16-8 フロンティアビル 3 階	(022)-393-8044

<商工会連合会・商工会>

機関名	郵便番号	住 所	電話番号
宮城県商工会連合会	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目 14-2 宮城県商工振興センター 2 階	(022)-225-8751
名取市商工会	981-1224	名取市増田字柳田 243	(022) 382-3236
岩沼市商工会	989-2432	岩沼市中央二丁目 5-25	(0223) 22-2526
角田市商工会	981-1505	角田市角田字大坊 34-2	(0224) 62-1242
丸森町商工会	981-2155	伊具郡丸森町字山崎前 18	(0224) 72-1230
蔵王町商工会	989-0821	刈田郡蔵王町大字円田字駅内 62-1	(0224) 33-2138
七ヶ宿町商工会	989-0512	刈田郡七ヶ宿町字関 126	(0224) 37-2629
大河原町商工会	989-1243	柴田郡大河原町字南 104	(0224) 53-1260
村田町商工会	989-1305	柴田郡村田町大字村田字西田 51	(0224) 83-2267
柴田町商工会	989-1601	柴田郡柴田町船岡中央二丁目 1-3	(0224) 54-2207
川崎町商工会	989-1501	柴田郡川崎町大字前川字裏尻 29-6	(0224) 84-2174
亘理山元商工会	989-2351	亘理郡亘理町字西郷 140	(0223) 34-3121
みやぎ仙台商工会	981-3124	仙台市泉区野村字太斉山 4-6	(022) 372-3545
多賀城・七ヶ浜商工会	985-0872	多賀城市伝上山三丁目 1-12	(022) 365-7830
利府松島商工会	981-0104	宮城郡利府町中央二丁目 8-3	(022) 356-2124
くろかわ商工会	981-3626	黒川郡大和町吉岡南二丁目 4-10	(022) 345-3106
加美商工会	981-4252	加美郡加美町字西田一番 18-1	(0229) 63-2734
玉造商工会	989-6435	大崎市岩出山字浦小路 40-5	(0229) 72-0027
大崎商工会	989-6321	大崎市三本木しらとり 3-7	(0229) 52-2272
遠田商工会	987-0002	遠田郡美里町字藤ヶ崎町 170	(0229) 33-2309
栗原南部商工会	987-2227	栗原市築館字光屋敷 25-2	(0228) 22-3611
若柳金成商工会	989-5502	栗原市若柳字川南南大通 1-1	(0228) 32-3100
栗駒鷺沢商工会	989-5301	栗原市栗駒岩ヶ崎下小路 11-1	(0228) 45-2191
一迫花山商工会	987-2308	栗原市一迫真坂字高橋 10	(0228) 52-3300
登米中央商工会	987-0511	登米市迫町佐沼字上舟丁 12-6	(0220) 22-3681
みやぎ北上商工会	987-0621	登米市中田町宝江黒沼字大海崎 6	(0220) 34-3255

登米みなみ商工会	987-0321	登米市米山町西野字的場 181	(0220) 55-2331
石巻かほく商工会	986-0101	石巻市相野谷字飯野川町 157-2	(0225) 62-3161
東松島市商工会	981-0503	東松島市矢本字河戸 7	(0225) 82-2088
河南桃生商工会	986-0313	石巻市桃生町中津山字八木 160-2	(0225) 76-3315
女川町商工会	986-2261	牡鹿郡女川町女川浜字大原 1-36	(0225) 53-3310
石巻市牡鹿稲井商工会	986-2523	石巻市鮎川浜大台 37-2	(0225) 45-2521
南三陸商工会	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田 56	(0226) 46-3366
本吉唐桑商工会	988-0307	気仙沼市本吉町津谷館岡 10	(0226) 42-2028

＜商工会議所＞

機関名	郵便番号	住 所	電話番号
仙台商工会議所	980-8414	仙台市青葉区本町二丁目 16-12	(022) 265-8127
白石商工会議所	989-0256	白石市字本鍛冶小路 13	(0224) 26-2191
塩釜商工会議所	985-0016	塩釜市港町一丁目 6-20	(022) 367-5111
石巻商工会議所	986-0822	石巻市中央二丁目 9-18	(0225) 22-0145
古川商工会議所	989-6166	大崎市古川東町 5-46	(0229) 24-0055
気仙沼商工会議所	988-0084	気仙沼市八日町二丁目 1-11	(0226) 22-4600

※本紙掲載の相談窓口以外の各支援機関等については下記中小企業庁の HP をご覧ください。

【中小企業庁 経営革新等支援機関一覧】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanan.html>

【中小企業庁 経営革新等支援機関認定制度の概要】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.html>

9 計画作成前事前提出資料の様式

【様式】計画作成前事前提出資料

※提出先→宮城県経済商工観光部中小企業支援室経営支援班

メール：chukisik@pref.miyagi.lg.jp

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

1. 計画作成支援機関名等（予定がある場合に記入）

支援機関名 _____

担当者名 _____

専門家の関与の有無 有 ・ 無

関与専門家の職 _____

〃 氏名 _____

2. 企業名（商号） _____ フリガナ _____

代表者名 _____ フリガナ _____

代表者生年月日 M・T・S・H・R ____年__月__日

業種（日本標準産業分類の小分類） _____

小分類番号（3ケタ） _____

資本金 _____ 千円

3. 本店所在地

〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

（工場・事務所等所在地（上記以外にある場合に記入。））

〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

4. 創業年月日 M・T・S・H・R ____年__月__日

設立年月日 M・T・S・H・R ____年__月__日

5. 役職員数（直近期末） 役員数（常勤） _____人

正社員 _____人

パート（常用） _____人

パート（常用以外） _____人

計 _____人

6. 会社概要

【自社の沿革・既存事業内容・その他特記事項・課題又は目標】

○沿革

○既存事業内容

○その他（特記事項がある場合記入）

7. 新たな取組の概要

【新商品・新サービス等の内容、特徴】

○内容（詳しく記入）

○特徴（ポイントを説明、番号等で分けてわかりやすく記入）

【新製品・新サービス等の新規性】

（既存の商品・サービス及び他社と比較してどのように新しいか）

○既存の商品・サービスとの比較

○他社との比較（全国的に相当程度普及していないかどうか、他社と差別化されているかどうか）

10 申請書の記入上のご注意・記入例

記入上のご注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
- ・記入枠が不足する場合は、様式に従い別途作成してください。
- ・記入上の注意をよく読み、記入例を参考にしながら作成してください。

(1) 様式第 1 (経営革新計画に係る承認申請書)

押印不要です。

(2) 別表 1 (経営革新計画)

① 「申請者名・資本金・業種」欄

業種は日本標準産業分類に掲げる細分類（4 桁番号と名称）を記載してください。

② 「実施体制及び連携先」欄

経営革新計画を実施する際にどのような社内体制、社外の協力体制を構築するか記載してください。

③ 「新事業活動の類型」欄

該当するものに○(□)印を付けてください。(複数可)

④ 「経営革新の目標」欄

経営革新のテーマ（テーマは、どのような新たな取り組みを行うのか、計画の内容を一言で言い表すイメージ）及び計画の内容・目標を簡潔に記載してください。

⑤ 「経営革新の実施に係る内容」欄

経営革新計画の内容について、必要事項を必ず網羅し、具体的に分かるよう記載願います。

- ・当社の現状と経営課題
- ・経営革新の具体的内容（計画の概要、計画の必要性、既存事業との相違点、経営戦略における位置づけ、他社との相違点、計画の実施など）

※枚数に制限はありませんので、複数枚にわたって記入していただいて結構です。

⑥ 「経営の向上の程度を示す指標」

「経営の向上の程度を示す指標」は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当りの付加価値額のいずれか、及び給与支給総額（役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与、給与所得とされる手当）を用いてください。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに給与総支給額をそれぞれ記載してください。

「現状」・・・別表 3 の直近期末値をご記入ください。

「計画期間」・・・企業の会計年にかかわらず、承認後事業開始月から 3・4・5 年間のいずれか。

「計画終了時の目標伸び率」・・・別表 3 の数値をもとに下記により算出してください。

A：申請直近期末値、 B：計画終了年度末値とした場合、

$$\text{目標伸び率}(\%) = (B - A) \div |A| \times 100$$
（少数点第 2 位以下、四捨五入）

※別表 3 様式（excel 形式）には伸び率の計算式が登録されていますのでご活用ください。

(3) 別表2 (実施計画と実績)

経営革新計画の内容及び実施時期を記載してください。記載方法は次の方法によってください。

- ① 「番号」は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2 というように、実施項目を関連付けて記載してください。
- ② 「実施項目」は、具体的な実施内容を記載してください。
- ③ 「評価基準」は、定量化できるものは定量化した基準（例：製造原価、売上など）を設定することとしますが、定性的（例：安全委員会の評価など）な基準でも可とします。
- ④ 「評価頻度」は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を記載してください。
（例：毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後など）
- ⑤ 「実施時期」は、実施項目を開始する時期を四半期単位で記載してください。
（例：1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示します。）
- ⑥ 「実績」欄は、申請段階では記載する必要はありません。

実績欄は経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、計画の進捗に応じ以下のとおり記載してください。

「実施状況」 ◎：計画どおり実行できた。 ○：ほぼ計画どおり実行できた。

△：実行したが不十分だった。 ×：ほとんど実行できなかった。

「効果」 ◎：効果が十分上がった。 ○：ほぼ予定の効果が得られた。

△：少し効果があった。 ×：ほとんど効果がなかった。

「対策」 実施状況に応じて追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を記載。

(4) 別表3 (経営計画及び資金計画) 及び別表3の算出根拠資料

・「2年前」～「直近期末」までは直近3年間の決算書から記入してください。創業3年未満の場合は記入できる範囲で記載してください。

・「1年後」以降については、計画期間3年間の場合は「3年後」までというように、計画期間分記載してください。

・「⑮資金調達額」については計画期間の間のみ記載してください。経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している場合には、併せて別表4に記載してください。

※別表3様式(excel形式)には伸び率を含め計算式が登録されていますのでご活用ください。

・別表3の算出根拠資料(既存事業と新規事業別の表及び売上高や売上原価の根拠等を記載したもの)も作成してください。

※参考様式として、別表3の算出根拠資料を当県のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

＜別表3の算出に注意を要する項目＞

各種指標の算出式

⑤「営業利益」：売上総利益(売上高－売上原価)－販売費及び一般管理費

⑥「経常利益」：決算書の経常利益と同値となります。

⑦「給与支給総額」：以下の項目を全て含んだ総額としてください。

・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等は含まない)

・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与(給与所得※とされる手当を含む)、賞与(福利厚生費、退職金等は含まない)

※給与所得とされる手当…残業手当、休日出勤手当、不要手当、住宅手当等

- ⑧「人件費」：以下の項目を全て含んだ総額としてください。
- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与（通勤費）、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費（厚生費）、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用（建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く）
- ⑪「減価償却費」：以下の項目を含んだ総額としてください。
- ・売上原価に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
 - ・一般管理費に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
 - ・リース料には、地代・家賃以外の賃借料を含めてください。（賃借料から地代・家賃を除けない場合は含めない）
- ⑫「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費
- ⑬「従業員数」
- ・正社員に準じた労働形態である場合には、従業員数に含めてください。その場合、勤務時間により人数を調整してください。（4時間勤務パート2名 → 従業員数を＋1名のように調整）
 - ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合は、従業員数にも加える必要があります。（勤務時間による調整が必要）
 - ・常勤役員及び個人事業主も従業員数に含みます。
- ⑭「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
- ⑮「資金調達額」
- ・⑨設備投資額と⑩運転資金の合計値と一致させてください。
 - ・全て自己資金でまかなう場合も「自己資金」欄に記載してください。
- (5) 別表4（設備投資計画及び運転資金計画）
- ・別表3の資金調達額における経営革新計画に必要な設備投資計画（機械装置、用地取得及び工場建設等）と運転資金計画の明細を記載してください。
 - ・原則的に経営革新計画の特例措置等が受けられるのは、別表4に記載した内容のみとなります。
 - ・設備投資計画の見積書やカタログなど価格の根拠資料等があれば添付の上提出してください。
- (6) 別表5（組合等の試験研究費負担基準）
- ・組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるため、その構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準を記載してください。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載してください。
 - ・該当がない場合は記載不要です。
- (7) 別表6（関係機関への連絡及び希望支援策）
- ・承認書類の送付を希望する関係機関名（相談中の機関など）に○(□)印を付けてください。
 - ・希望する支援策に○(□)印を付けてください。
- (8) 別表7（内容の公表等）
- ・「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等に公表してよろしいかどうか該当箇所○(□)印を付けてください。
 - ・宮城県ホームページへの掲載可否について、該当箇所○(□)印を付けてください。

共同で申請する場合の申請書の記入上のご注意

(1) 複数の特定事業者が共同で申請する場合

まず、代表会社（3社以内）を決定した上で、

○様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表者以外の参加企業については申請書の余白に企業名を記載してください。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を提出してください。

○別表1、2、6、7については、共同申請者の分をとりまとめ、代表会社が記入してください。

○別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人あたりの付加価値額」及び「給与支給総額」については、共同申請者全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。

○別表3、4については、各個別企業ごとに記載してください。（別表5は記入不要です。）

○別表3（経営計画及び資金計画）の「1年後」以降の算出根拠資料は、各個別企業ごとに作成してください。

○別表3、4については、右肩に参加企業名を記入してください。

○個別参加企業リスト（企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載）の提出をお願いします。

(2) 単一の組合で申請する場合

○様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

○別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」及び「一人あたりの付加価値額」、「給与支給総額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。

○別表3、4については、参加する組合の構成員等ごとに記載してください。

○別表3（経営計画及び資金計画）の「1年後」以降の算出根拠資料は、構成員等ごとに作成してください。

○別表3、4については、右肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。

○個別参加企業リスト（企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載）の提出をお願いします。

(3) 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3組合以内）を決定した上で、

○様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表者以外の参加組合は申請書の余白に組合名を記載してください。なお、代表組合が複数ある場合は、連名にて申請書を記載してください。

○別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」及び「一人あたりの付加価値額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。

○別表2、3、4については、参加する組合及び組合の構成員等ごとに記載してください。

○別表3（経営計画及び資金計画）の「1年後」以降の算出根拠資料は、構成員等ごとに作成してください。

○別表2、3、4については、右肩に参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。

○個別参加企業リスト（企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載）の提出をお願いします。

様式 1 記入例

様式第 1

経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

押印省略不要

住 所：〒〇〇〇－〇〇〇〇
宮城県△△市△△町X－X－X
名 称：株式会社□□□□
代表職・氏名：代表取締役 〇〇 〇〇
電 話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇
F A X：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇
e - mail：xxxx@xxx.xx.xx

(担当者氏名：△△ △△)

中小企業等経営強化法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

別表 1 記入例

(別表 1)

経営革新計画

業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定版）による細分類名とその 4 ケタの数字をご記入ください。

また、法人の場合、法人番号（13 桁）を記載してください。

（参考）日本標準産業分類（政府統計の総合窓口）

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

国税庁法人番号公表サイト

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

申請者名・資本金・業種

申請者名：株式会社□□□□

業 種：△△△△業（XXX）

資 本 金：XX, XXX 千円

法人番号：8020001#####

実施体制

新事業活動の類型

経営革新の目標

計画の対象となる類型全てに○(□)印を付ける。

経営革新計画のテーマ：○○技術を利用した△△の開発

- ① 新商品の開発又は生産
- 2 新役務の開発又は提供
- 3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 4 役務の新たな提供の方式の導入
- 5 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- 6 その他の新たな事業活動

(計画内容)

経営革新計画のテーマ及び計画の内容・目標を簡潔に記載してください。

計画期間又は事業期間： 年 月 ～ 年 月

研究開発期間： 年 月 ～ 年 月 事業期間： 年 月 ～ 年 月

経営革新の実施に係る内容

経営革新計画の内容について、必要事項を必ず網羅し、具体的に分かるよう記載願います。枚数に制限はありませんので、複数枚にわたって記入していただいて結構です。

1. 当社の現状と経営課題

御社の沿革、御社の現状を踏まえ、既存事業について分かりやすく記載してください。

(例) 当社は○○年に設立した企業であり、主に親企業である△△△△株式会社から注文を受け、□□及び××を開発してきた。… (略)

2. 経営革新の具体的内容(既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等)

(1) 計画の概要、(2) 計画の必要性、(3) 既存事業・他社との相違点、(4) 計画の実施について分かりやすく記載してください。

(1) 計画の概要

今回の取り組みの概要を記載してください。特に商品・サービスの特徴を具体的に分かりやすく記載ください。

※文章だけでなく、図表・写真・イラスト等を使って分かりやすく説明

(例) 今回の取り組みは、当社が長年にわたって培った〇〇技術を活用して△△を開発し、新規場を対象に自社商品として販売するものである。
△△は、・・・(図表・写真・イラスト等を使用し、商品の特徴を記載。) … (略)

(2) 計画の必要性

御社の現状から考察される課題等を鑑み、計画が必要となる理由について分かりやすく記載してください。

(3) 既存事業・他社との相違点

下記の内容について分かりやすく記載してください。

○商品が既存のもの比べてどのように新しいか。(類似品の有無、類似品と比べてどのように優れているか等を説明)
○取り組みが他社と比較してどのように新しいか。
※文章だけでなく、図表・写真・イラスト等を使って分かりやすく説明

(4) 計画の実施

下記の内容について分かりやすく記載してください。

(例)
○事業の遂行能力は十分か。
○商品やサービス等の対象となるターゲットは明確か。
→誰に対して商品やサービスを提供するのか、そのターゲットとなる市場規模等を説明
○ターゲットとなる市場のニーズは明確か。
→対象となる市場や顧客にはどのようなニーズがあり、今回の商品やサービスが如何にニーズにマッチしているかを説明
○商品やサービスの販路開拓の方法は明確か。
→どのように販路を開拓するのか説明
○今回の取り組みが如何に経営の向上に寄与するか。
→今回の商品やサービスが何故売れるのか、どのようにコストが下がるのか、利益や付加価値が増加する根拠を説明
※文章だけでなく、図表・写真・イラスト等を使って分かりやすく説明

経営の向上の程度を示す指標		現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)
1	付加価値額	571,486千円	672,600千円 17.7% 令和2年4月～令和5年3月 (3年計画)
2	一人当たりの付加価値額	4,969千円	5,424千円 9.2%
3	給与支給総額	351,491千円	408,000千円 16.1%

計画終了時の数値を記入してください。

直近決算期の決算月の翌月～計画終了期の決算月になります。

別表2 記入例

「1-1」は1年目の第1四半期、2-2は2年目の第2四半期を表します。

申請段階では記載する必要はありません。

(別表2)

実施計画と実績 (※実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

番 号	計 画				実 績*		
	実 施 項 目	評価基準	評価 頻度	実施 時期	実施 状況	効果	対策
1	実施体制の整備						
1-1	プロジェクトチームの設置	メンバー 構成	毎年	1-1			
1-2	設備機器の導入	習得度	毎月	1-1			
2	新商品の企画・開発						
2-1	企画・設計	設計図 企画数	毎週	1-2			
2-2	商品試作	品質 機能	毎週	1-3			
2-3	試作品の試験	試験結果	毎週	1-3			
2-4	商品改良	品質 機能	毎週	1-3			
3	販路開拓						
3-1	会議の開催	営業計画 進捗状況	毎週	1-4			
3-2	営業の実施	成約件数	毎週	2-1			
4	量産体制の整備						
4-1	工場拡張および設備導入	実施計画 進捗状況	毎月	2-2			

実施する事業項目を記載してください。
特許の取得を計画に盛り込んでおられる方は、
「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

別表3 記入例

(別表3)

経営計画及び資金計画

組合の場合又はグループの場合は、参加する構成組合員毎に別表3を作成してください。

参加特定事業名：

(単位：千円)

		実績値			計画値				
		2年前 (H30年3月期)	1年前 (H31年3月期)	直近期末 (R2年3月期)	1年後 (R3年3月期)	2年後 (R4年3月期)	3年後 (R5年3月期)	...	8年後 (年月期)
①	売上高	2,444,210	2,570,009	2,412,047	2,500,000	3,000,000	3,350,000		
②	売上原価	1,903,218	1,924,209	1,837,607	1,940,000	2,330,000	2,570,000		
③	売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,440	560,000	670,000	780,000		
④	販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	530,000	610,000	680,000		
⑤	営業利益	25,851	127,070	70,069	30,000	60,000	100,000		
⑥	経常利益	15,000	20,000	20,000	20,000	21,000	21,500		
⑦	給与支給総額	373,920	362,362	351,491	360,000	392,000	408,000		
⑧	人件費	467,400	452,953	439,364	450,000	490,000	510,000		
⑨	設備投資	—	—	—	6,400	40,000	0		
⑩	運転資金	—	—	—	30,000	20,000	30,000		
⑪	普通償却費	47,649	58,497	62,053	60,600	63,600	62,600		
	特別償却費	0	0	0	0	0	0		
⑪	減価償却費	47,649	58,497	62,053	60,600	63,600	62,600		
⑫	付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	540,900	638,520	571,486	540,600	613,600	672,600		
⑬	従業員数	123	115	115	118	122	124		
⑭	一人当たりの 付加価値額 (⑫÷⑬)	4,398	5,552	4,969	4,581	5,030	5,424		
⑮ 資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融 機関借入	—	—	—	20,000	40,000	30,000		
	民間金融 機関借入	—	—	—	15,000	20,000	0		
	自己資金	—	—	—	1,400	0	0		
	その他	—	—	—	0	0	0		
合 計		—	—	—	36,400	60,000	30,000		

記載例は、3年計画の例ですが、計画期間に応じて記載してください。

(各種指標の算出式)

「給与支給総額」：給料＋賃金＋賞与＋各種手当

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(算出時における留意点)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい・いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい・いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

別表3の算出根拠資料 記入例

(別表3)
経営計画及び資金計画
参加特定事業者名

1 既存事業と新規事業		(単位 千円)					
		直近期末	1年後	2年後	3年後	…	8年後
		(R2年3月期)	(R2年4月期)	(R2年5月期)	(R2年6月期)	(年 月期)	(年 月期)
①売上高		2,412,047	2,500,000	3,000,000	3,350,000		
	既存事業	2,412,047	2,000,000	2,200,000	2,500,000		
	新規事業	—	500,000	800,000	850,000		
②売上原価		1,837,607	1,940,000	2,330,000	2,570,000		
	既存事業	1,837,607	1,500,000	1,680,000	1,900,000		
	新規事業	—	440,000	650,000	670,000		
③売上総利益		574,440	560,000	670,000	780,000		
	既存事業	574,440	500,000	520,000	600,000		
	新規事業	—	60,000	150,000	180,000		
④販売費及び 一般管理費		504,371	530,000	610,000	680,000		
	既存事業	504,371	480,000	490,000	540,000		
	新規事業	—	50,000	120,000	140,000		
⑤営業利益		70,069	30,000	60,000	100,000		
	既存事業	70,069	20,000	30,000	60,000		
	新規事業	—	10,000	30,000	40,000		
⑥経常利益		50,069	10,000	39,000	78,500		
	既存事業	50,069	10,000	39,000	78,500		
	新規事業	—	—	—	—		
⑦給与支給総額		351,491	360,000	392,000	408,000		
	既存事業	351,491	344,000	352,000	360,000		
	新規事業	—	16,000	40,000	48,000		
⑧人件費		439,364	450,000	490,000	510,000		
	既存事業	439,364	430,000	440,000	450,000		
	新規事業	—	20,000	50,000	60,000		
⑨設備投資額		—	6,400	40,000	0		
	既存事業	—	0	0	0		
	新規事業	—	6,400	40,000	0		
⑩運転資金		—	30,000	20,000	30,000		
	既存事業	—	0	0	0		
	新規事業	—	30,000	20,000	30,000		
⑪減価償却額		62,053	60,600	63,600	62,600		
	既存事業	62,053	60,000	59,000	58,000		
	新規事業	—	600	4,600	4,600		
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)		571,486	540,600	613,600	672,600		
	既存事業	571,486	510,000	529,000	568,000		
	新規事業	—	30,600	84,600	104,600		
⑬従業員数		115	118	122	124		
	既存事業	115	114	114	115		
	新規事業	—	4	8	9		
⑭一人当たり 付加価値額		—	—	—	—		
	既存事業	4,969	4,474	4,640	4,939		
	新規事業	—	7,650	10,575	11,622		

記載例は、3年計画
の例ですが、計画期
間に応じて記載し
てください。

【既存事業及び新規事業に関する算出根拠】

◆売上高の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆売上原価の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆販売費及び一般管理費の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆給与支給総額の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆営業外費用の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆人件費の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆減価償却費の算定根拠

＜既存事業＞

＜新規事業＞

◆従業員数について

＜既存事業＞

＜新規事業＞

表を用いる、算出式を記載するなど、既存事業・新規事業ともに算定根拠を分かりやすく記載してください。

別表 4・5 記入例

(別表 4)

組合の場合又はグループの場合は、参加する構成組合員毎に別表 4 を作成してください。

参加特定事業者名

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

事業を進めるのに必要な機械装置等を導入する場合、記入してください。（別表 3 と連動）

(単位：円)

	機械装置名称（導入年度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	〇〇〇（令和 3 年度）	800,000	2	1,600,000
2	□□□（令和 3 年度）	4,800,000	1	4,800,000
	小 計（令和 3 年度）			6,400,000
3	△△△（令和 4 年度）	40,000,000	1	40,000,000
	小 計（令和 4 年度）			40,000,000
合 計				46,400,000

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

事業を進めるのに必要な運転資金を記入してください。（別表 3 と連動）

(単位：円)

年度	金額	算出内訳
令和 3 年度	30,000,000	人件費〇〇円・広告宣伝費〇〇円・・・
令和 4 年度	20,000,000	人件費〇〇円・広告宣伝費〇〇円・・・
令和 5 年度	30,000,000	人件費〇〇円・広告宣伝費〇〇円・・・
年度		
年度		

(別表 5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：千円)

試験研究の名称	年 度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の付加金額 及びその積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

別表6 記入例

(別表6)

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所には○(□)を記入してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望 の有・無
東京中小企業投資育成株式会社	☒ 有 ・ 無
宮城県信用保証協会 本部機構	☒ 有 ・ 無
公益財団法人みやぎ産業振興機構	有 ・ ☐ 無
株式会社日本政策金融公庫	
仙台支店 中小企業事業(※)	☒ 有 ・ 無
仙台支店 国民生活事業(※)	有 ・ ☐ 無
その他機関(機関名支所名、〒住所をご記入ください) ・	有 ・ ☐ 無

※この様式はそれぞれの支援策を保証するものではありません。

希望する支援策について

経営革新計画が承認された場合に活用予定の支援策に○(□)印を付してください(複数可)。
なお、この様式はそれぞれの支援施策を保証するものではありません。

☒1. 信用保証の特例 ☒2. 政府系金融機関による低利融資 ☐3. 海外展開に伴う資金調達の支援措置 ☐4. 中小企業投資育成株式会社からの投資 ☐5. 企業支援ファンドからの投資 ☐6. 小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置 ☐7. 特許関係料金減免制度 ☐8. 販路開拓コーディネート事業 ☐9. 新価値創造展(中小企業総合展) ☐10. 高度化融資制度 ☐11. 宮城県独自の融資制度 ☐12. 食品等流通合理化促進機構による債務保証

別表 7 記入例

(別表 7)

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○（□）印をしてください。

①企業名	(☒) ・ 否)
②代表者名	(☒) ・ 否)
③資本金	(☒) ・ 否)
④従業員数	(☒) ・ 否)
⑤所在地	(☒) ・ 否)
⑥電話番号	(☒) ・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(☒) ・ 否)

「可」と回答された方のうち、付加価値額又は一人当たりの付加価値額を年率3%以上及び経常利益を年率1%以上伸ばした企業について、事例集に掲載させていただきますので、ご協力願います。

宮城県ホームページへの掲載のお願い

経営革新計画が承認された場合、記載内容を宮城県のホームページ（※）により公表してよろしいでしょうか。以下の該当項目について○（□）印を付すと共に、URL を記入してください。

① 企業名	(☒) ・ 否)
* 企業名は原則掲載させていただきますが、掲載否の場合については理由を記入してください。 [否の理由 :]	
② 住所	(☒) ・ 否)
③ 電話番号	(☒) ・ 否)
④ URL	(☒) ・ 否)
* [可の場合 URL : http://〇〇〇.〇〇]	
⑤ 業種	(☒) ・ 否)
⑥ 承認テーマ	(☒) ・ 否)

※宮城県ホームページ（中小企業支援室経営革新計画承認企業一覧）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/kakusin-syouninitiran.html>

1 1 経営革新計画の承認を受けた方に対する支援策

注意点

経営革新計画に係る承認は、融資等の各種支援策を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査等が必要となります。申請者は、計画と並行して、必ず希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

支援策の概要

(1) 信用保証の特例	・ ・ ・ ・ ・	P. 29
(2) 政府系金融機関による低利融資制度	・ ・ ・ ・ ・	P. 30
(3) 海外展開に伴う資金調達の支援措置	・ ・ ・ ・ ・	P. 31
(4) 中小企業投資育成株式会社からの投資	・ ・ ・ ・ ・	P. 33
(5) 起業支援ファンドからの投資	・ ・ ・ ・ ・	P. 33
(6) 小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置	・ ・ ・ ・ ・	P. 34
(7) 特許関係料金減免制度	・ ・ ・ ・ ・	P. 34
(8) 販路開拓コーディネート事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 35
(9) 新価値創造展（中小企業総合展）	・ ・ ・ ・ ・	P. 36
(10) 高度化融資制度	・ ・ ・ ・ ・	P. 37
(11) 宮城県独自の融資制度 （中小企業産業振興資金（新技術・新製品事業化資金））	・ ・ ・ ・ ・	P. 38
(12) 食品等流通合理化促進機構による債務保証	・ ・ ・ ・ ・	P. 39

(1) 信用保証の特例

中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。

対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等														
支援内容	1 普通保証等の別枠設定 「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>限度額</th><th>通 常</th><th></th><th>別 枠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保証</td><td>2 億円（組合は4 億円）</td><td>+</td><td>2 億円（組合は4 億円）</td></tr> <tr> <td>無担保保証 （うち特別小口）</td><td>8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）</td><td></td><td>8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）</td></tr> </tbody> </table> 2 新事業開拓保証の限度額引き上げ 経営革新のための事業を行うために必要な資金に係るもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引き上げています。 2 億円→3 億円（組合の場合 4 億円→6 億円） ※他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、特に注意が必要となります。			限度額	通 常		別 枠	普通保証	2 億円（組合は4 億円）	+	2 億円（組合は4 億円）	無担保保証 （うち特別小口）	8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）		8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）
限度額	通 常		別 枠												
普通保証	2 億円（組合は4 億円）	+	2 億円（組合は4 億円）												
無担保保証 （うち特別小口）	8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）		8, 0 0 0 万円 （うち2, 0 0 0 万円）												
お問い合わせ先	・ 宮城県信用保証協会 電話022-225-6491 ・ （一社）全国信用保証協会連合会 電話 03-6823-1200（代表） http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html														

(2) 政府系金融機関による低利融資制度

(株)日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、通常よりも低い利率で融資が受けられます。

対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等		
支援内容	1 中小企業事業		
		新事業育成資金 ※1	新事業活動促進資金
	貸付限度額	7億2千万円	設備資金 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)
	貸付利率 ※2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65% ※3
	※1: 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者が対象となります。		
	※2: 貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。		
	※3: 2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率となります。		
	2 国民生活事業		
		新事業活動促進資金	
	貸付限度額	設備資金 7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)	
貸付利率 ※1	基準利率▲0.65% ※2		
担保・保証人	希望に応じて要相談 ※3		
※1: 貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。			
※2: 土地に係る資金は基準利率となります。			
※3: 担保を不要とする融資なども取り扱っています。詳しくは公庫支店の窓口までお問い合わせください。			
お問い合わせ先	・(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業・国民生活事業) 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505		

（３）海外展開に伴う資金調達の支援措置

中小企業者が承認経営革新計画に従って海外において経営革新のための事業を行う場合、①から③までの資金調達支援を受けることができます。

① スタンドバイ・クレジット制度（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間１年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度です。

対象者	承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等		
支援内容	日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度		
	保証の方法	信用状（スタンドバイ・クレジット）の発行	
	補償限度額	一法人あたり４億５千万円	
	補償料率	日本政策金融公庫所定の料率	
	保証の対象となる貸付金債権 （海外金融機関の融資内容）	資金使途	設備資金及び長期運転資金
		融資期間	１年以上５年以内
		貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者（海外支店）またはその外国関係法人等
お問い合わせ先	・（株）日本政策金融公庫 中小企業事業 仙台支店 電話０２２-２２３-８１４１ 産業経営支援部 金融支援課 電話０２２-２２５-６６３６		

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う特定事業者及び組合については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

対象者	海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等		
支援内容	通常 １企業：２億円 → 特例 １企業：３億円 １組合：４億円 １組合：６億円		
お問い合わせ先	・宮城県信用保証協会 電話０２２-２２５-６４９１		

	・（一社）全国信用保証協会連合会	電話03-6823-1200(代表)
--	------------------	--------------------

③ 日本貿易保険（NEXI）による支援措置

中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から借入れを行う際に、地銀等の保証を加え、株式会社日本貿易保険（NEXI）が、海外事業資金貸付保険を付保する制度です。

対象者	海外展開に取り組む中小企業者及び組合等		
支援内容	貿易保険法に基づく支援制度		
	保険の方法	海外事業資金貸付（貸付金債権等）	
	保険引受限度額	上限の定めは特になし	
	保険料率	日本貿易保険所定の保険料率	
	保険の対象となる貸付金債権 （海外金融機関の融資内容）	資金使途	設備資金及び運転資金
		貸付金債権の相手方（債務者）	中小企業者の外国関係法人等
	※経営革新計画の承認を受けていなくともご利用になれます。		
お問い合わせ先	・（独）日本貿易保険 営業第二部 電話03-3512-7675		

（４）中小企業投資育成会社からの投資

中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができる制度です。

対象者	経営革新計画の承認を受けた株式会社 (資本金額が３億円超の株式会社も対象になります。)
支援内容	１ 投資の内容 ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け ② 増資株式の引受け ③ 新株予約権の引受け ④ 新株予約権付社債等の引受け ２ 育成事業（コンサルティング事業） 中小企業投資育成（株）は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。
お問い合わせ先	・ 東京中小企業投資育成株式会社 電話 03-5469-1811（本社）

（５）起業支援ファンドからの投資

ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等への投資を行うファンドです。

対象者	創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等
支援内容	主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。
お問い合わせ先	・ （独）中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド企画課 電話 03-5470-1672

（６）小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置

公益財団法人みやぎ産業振興機構では、承認された計画に従って行う事業に必要な設備導入の資金について、優遇措置を行っています。

対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等
支援内容	○格付連動金利判定基準の優遇 事業の詳細は、ホームページをご参照ください。 URL http://www.joho-miyagi.or.jp/taiyo
お問い合わせ先	・公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課 電話022-225-6636

（７）特許関係料金減免制度

経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。

対象者	承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者 (経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)
支援内容	【対象となる特許関係料金】 ○審査請求料 ○特許料（第1年～第10年分） 【本制度、手続の詳細（申請様式、必要書類等）】 URL https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/chusho24_4.html
お問い合わせ先	・経済産業省産業技術環境局総務課 電話03-3501-1773 ・特許庁総務部総務課調整班 電話03-3581-1101

（８）販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するための事業を行っています。

対象者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等
支援内容	中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に、商社・メーカー等の企業ＯＢを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。 ※新規性等の一定要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。 ※販路開拓支援活動の実施に際して、一部費用は申込企業の負担となります。 ※この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。
お問い合わせ先	・（独）中小企業基盤整備機構東北本 電話022-399-6111(代表) ・ がんばる中小企業「経営相談ホットライン」 電話0570-009-111 ・（公財）みやぎ産業振興機構 電話022-225-6639(代表)

（９）新価値創造展（中小企業総合展）

新価値創造展は、中小企業・ベンチャー企業が自ら開発した優れた製品・技術・サービスを展示・紹介することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベントです。

対象者	自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業 （応募者の中から書面審査により出展者を決定します。経営革新計画の承認を受けていると、審査において評価の対象となります。）
イベント内容	【主催】 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 【内容】 1 出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展します。 2 出展企業が自社の新商品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介します。 3 社会・経済・政策のトレンドや展示会テーマの第一人者による講演・セミナーを開催します。 4 海外展開に役立つ海外展開セミナーと相談会を開催します。 【出展料】 有料です。 出展料とは別に、商談用テーブル・イスなどの備品リース料、電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等の実費がかかります。 【詳細】 URL https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/navi/
お問い合わせ先	・（独）中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援課 電話03-5470-1525

(10) 高度化融資制度

高度化事業とは、中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられるものです。

対象者	経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等（経営革新計画承認グループ事業は、4社以上の任意グループも対象）	
支援内容	【支援内容】	
	貸付利率	0.35%（令和3年度の場合）又は無利子
	貸付対象	土地 建物 構築物 設備
	償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
	措置期間	3年以内
	貸付割合	貸付対象施設の整備資金の80%以内
	【事業内容】	
	集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
	施設集約化事業	工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
	共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくりまします。
	設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買収予約付きでリースします。
	企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。
	経営革新計画承認グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
	※経営革新計画に基づき上記の高度化事業を実施する組合等は、無利子貸付の対象となります。	
お問い合わせ先	・ 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班 ・ （独）中小企業基盤整備機構	
	電話 022-211-2742	

	高度化事業部 高度化事業企画課	電話03-5470-1528
--	-----------------	----------------

(1 1) 宮城県独自の融資制度

(中小企業産業振興資金（新技術・新製品事業化資金）)

金融機関を通じて、企業活動の成長・発展を支援するための資金を融資する制度です。

対象者	特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るため資金を必要とする中小企業者等
支援内容	【融資限度額】 1企業8,000万円（うち運転資金は4,000万円） 【利率（固定）】 年1.5%（令和3年4月1日現在） 【償還期間（据置期間）】 運転：7年以内（2年以内） 設備：10年以内（2年以内） 【信用保証料率】 年0.67% 【制度案内HP】 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html
お問い合わせ先	・宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班 電話022-211-2744

（１２）食品等流通合理化促進機構による債務保証

食品製造事業者等が、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構による債務保証を受けられる制度です。

対象者	経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する中小企業者及び組合等
支援内容	【保証限度額】 ４億円以下 【保証料率】 食品等流通合理化促進機構所定の利率 【対象資金】 承認経営革新計画の実施に必要な設備資金並びに同事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金 【保証期間】 設備資金２０年以内（うち据置期間は最長３年）、運転資金５年以内
お問い合わせ先	・（公財）食品等流通合理化促進機構 基金推進グループ 電話 03-5809-2176

【経営革新計画お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2742

FAX : 022-211-2749

メール : chukisik@pref.miyagi.lg.jp